医療法人　　盡誠会
あずま訪問看護ステーション
重　要　事　項　説　明　書

1　事業者の概要

名　　称	医療法人　　盡誠会
所　　在　　地	茨城県稲敷市幸田　　1247
法　　人　　種　　別	医療法人
代　表　者　氏　名	理事長　　宮本二郎
電　　話　　番　　号	0299－79－2114

介護保険法に基づき 茨城県知事から指令を受けている 居宅介護サービスの種類（指定番号）	訪問看護・介護予防訪問看護 0863890034

2　事業所

名　　称	医療法人　盡誠会　あずま訪問看護ステーション
指　定　番　号	０８６３８９００３４
所　在　地	茨城県稲敷市幸田 1247
電　話　番　号	0299－80－4170
ＦＡＸ　番　号	0299－80－4174

3　事業の目的と運営方針

・事業の目的

利用者様及びその御家族が家庭において、自立した療養生活が継続できるよう、

安心安全な訪問看護を提供します。

・運営の方針

利用者様のその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上のため計画的に行います。

主治医、担当の介護支援専門員との連携を図り、訪問看護の質の向上に努めます。

・秘密の厳守について

本事業所の看護師等は、利用者様及び御家族の情報は他に漏らすことはありません。

尚、その職を離れた場合も同様です。

介護支援専門員及び、他のサービス業者との会議に必要な情報は利用者様、御家族の同意を得た上で、必要な情報のみを提供させていただきます。

・傷や褥瘡、湿疹等、医師への相談や経過観察のため同意を得た上で写真を撮らせて頂く場合があります。個人情報には十分配慮致します。ご協力をお願い致します。

4　事業所の職員体制

従業員数・・・管理者（看護師）１名　　看護師　２名　　准看護師　１名

理学療法士　４名　　作業療法士　２名　　言語聴覚士　１名

5　営業日　営業時間　休業日

営業日　　月～金曜日

営業時間　　午前８時３０分～午後５時３０分

休業日　　土・日・祝日・１２／２９～１／３

6　通常の実施地域

稲敷市　河内町　神崎町　香取市　潮来市

7　利用料

Ⅰ介護保険訪問看護の方　（1割負担又は一定以上の所得がある方は２割負担）

（1）看護師等による訪問

１回の訪問時間が	20分未満	314単位（円）
	30分未満の場合	471単位（円）
	30分以上60分未満の場合	823単位（円）
	60分以上90分未満の場合	1128単位（円）

（2）理学療法士等による訪問（看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います）

１回の訪問時間が	20分間	294単位（円）
	40分間	588単位（円）

1週間に6回まで　訪問できます。

1日に2回を超えての訪問の場合、1回につき所定単位数の90／100乗じた単位数となります。

Ⅱ介護予防訪問看護の方

（1）看護師等による訪問

１回の訪問時間が	20分未満	303単位（円）
	30分未満の場合	451単位（円）
	30分以上60分未満の場合	794単位（円）
	60分以上90分未満の場合	1090単位（円）

（2）理学療法士等による訪問（看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います）

１回の訪問時間が	20分間	284単位（円）
	40分間	568単位（円）

1週間に6回まで　訪問できます。

1日に2回を超えての訪問の場合、1回につき所定単位数の90／100乗じた単位数となります。

（3）准看護師が訪問した場合には、利用料の９０／１００を算定いたします。

（4）その他の加算については、利用者の了解を得た上で加算いたします。

①　初回加算	３００単位／回　又は　３５０単位／回
②　早朝、夜間加算	１回につき所定の単位数の１００分の２５に相当する単位数を加算
③　深夜加算	１回につき所定の単位数の１００分の５０に相当する単位数を加算
④　長時間訪問看護加算	３００単位／回

１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合に上記を加算いたします。

⑤　複数名訪問看護加算	３０分未満　２５４単位／回
	３０分以上　４０２単位／回

同時に２人の職員が１人の対象者に対し、訪問看護を行った場合に上記を加算いたします。

⑥　サービス提供体制強化加算　　3 単位／回

⑦　退院時共同指導加算　　６００単位／回

入院中、入所中の方が退院、退所するにあたり共同で在宅療養指導を行った場合に加算いたします。

⑧　緊急時訪問看護加算　　６００単位／月

24 時間連絡できる体制にあって、緊急時訪問を必要に応じて行うことに対して、同意をいただけた場合加算いたします。

⑨　特別管理加算　　５００単位／月　又は　２５０単位／月

特別な管理を必要とする方に対して加算いたします。

⑩　ターミナルケア加算　　２５００単位／月

定められた状態にある方に対して加算いたします。

⑪　口腔連携強化加算　　５０単位／月

１ヶ月分の合計額に 10.21 円を乗じて計算させていただきます。

Ⅲ医療保険の方

・各保険の自己負担額を算定いたします。

・その他の加算については利用者の了承を得た上で加算いたします。

①　乳幼児加算又は幼児加算	１５００円（１日につき）
②　複数名訪問看護加算	４５００円（週１回）
③　夜間・早朝訪問看護加算	２１００円
④　深夜訪問看護加算	４２００円
⑤　退院支援指導加算	６０００円
⑥　退院時共同指導加算	８０００円
⑦　長時間訪問看護加算	５２００円（週１回）
⑧　営業日以外の訪問看護料	１回２０００円
⑨　２４時間対応体制加算	６８００円
⑩　特別管理加算	５０００円
⑪　情報提供療養費	１５００円
⑫　訪問看護ターミナルケア加算	２５０００円
⑬　在宅患者緊急時等カンファレンス加算	２０００円
⑭　訪問看護医療 DX 情報活用加算	５０円（月１回）

※交通費はステーションから自宅までの往復距離に対して、1ｋｍ当たり５０円の実費を算定させていただきます。

Ⅳ死後の処置料　　５０００円

1 ヶ月分をまとめて現金で徴収させていただきます。

8　提供方法及び内容

（１）提供方法

①訪問看護の希望がある方のお宅に伺い、サービス内容を説明し、御本人と御家族の合意の上で、申込書に記入していただきます。

②主治医に訪問看護指示書を作成していただいてから、サービス開始となります。

③ケア内容が決まりましたら、契約書を作成し、御本人と御家族の同意の上、印をいただきます。

④御本人の病状が変化したり、介護者の方の状況に変化があった場合は、主治医、介護支援専門員とも相談し、一緒に対応方法を検討いたします。

（２）看護内容

・病状の観察　・食事、排泄、清潔の援助　・医療的処置、管理　・介護相談
・主治医への連絡、調整　・リハビリテーション　・終末期の看護

他　※主治医に対し、訪問看護計画書及び、訪問看護報告書を提出いたします。
※介護保険証・マイナ保険証・資格確認書の確認をさせていただきます。
※サービスの提供は丁寧に行い、分かりやすいよう説明いたします。
ご不明なことがありましたら、管理者、担当看護師に遠慮なく、質問してください。
※感染予防、拡大防止のため流水での手洗いを励行しています。洗面所等をお借り致します。
※訪問中の喫煙はご遠慮下さい。
※都合により訪問時間の遅れ、早めの到着、訪問日や時間の変更をお願いする場合があります。ご協力をお願い致します。

9　苦情処理方法

(1) 当ステーションは提供した訪問看護に係る利用者様からの苦情に対し、迅速かつ適切に誠意をもって対応いたします。

(2) 当ステーションは提供した訪問看護に関し、市町村からの質問照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は、助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。

(3) 利用者から直接苦情を受けた場合は、管理者が窓口となり、介護支援専門員と相談します。内容を確認し、利用者様及び御家族と話し合いを行い、誠意をもって解決にあたります。

(4) スタッフ間でカンファレンスを開き、原因、今後の対応方法を検討し、再発防止に努めます。

苦情申し立て窓口　・　あずま訪問看護ステーション

利用時間　　８時３０分～１７時３０分（営業日内）

連絡方法　　電話　０２９９－８０－４１７０

担当者　　臼田俊子

・担当介護支援専門員

・市町村介護保険担当

・市町村包括支援センター

・茨城県国民健康保険団体連合会　介護保険課（苦情相談窓口）

TEL　029-301-1565

10　緊急時及び事故発生時の対処方法

(1) 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者様の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行い報告します。

(2) 訪問看護サービス提供中に事故が発生した時は速やかに必要な措置を講じるとともに必要な損害賠償をいたします。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

(3) 緊急時の状況、対応方法等を介護支援専門員に報告し、その後の看護内容についても相談します。

(4) 同意を得られた方に対して 24 時間、常時、連絡が受けられるよう対応しています。

11 非常災害時の対応

地震、風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発せられた場合には、サービスの提供を中止させていただく場合があります。災害時の情報、状況を把握し安全を確保したうえでご利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12 感染症発生時の対応

感染症の対策として、ご利用者、ご家族の罹患や感染が予測される場合は、訪問の時間調整や訪問内容の変更をさせていただく場合があります。また、訪問の際は感染対策用防護服を着用させていただきます。

事業所内で感染が蔓延しサービス提供が困難な場合は訪問を中止させていただく場合があります。

13　虐待の防止のための措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及、啓発するための研修を実施する措置を講じます。

(1) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。

(2) 当該事業所職員または養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者：　臼田俊子

14　身体拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するための緊急ややむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、以下の措置を講じます。

(1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、利用者の心身の状況、並びにやむを得ない理由を記録します。

(2) 身体拘束適正化の指針を整備いたします。

(3) 身体拘束適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

15　ハラスメントの防止

事業所は職員の安全確保と安心して働ける労働環境を築けるようにハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 職場内において行われる下記の行為は許容致しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになる）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為

③性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

(2) ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメント防止委員会により再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への報告、相談、環境改善、利用契約解除等の措置を講じます。

連絡先　あずま訪問看護ステーション　０２９９－８０－４１７０
ステーション携帯電話　０９０－２５６２－４９９３

令和６年６月１日改訂